

鹿児島県における感染拡大の警戒基準 (オミクロン株対応の感染拡大の警戒基準)

見直し後

令和4年12月2日

新型コロナウイルス感染症感染防止対策課

1 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症対策については、医療・公衆衛生において、①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化する、②感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる、ことに取り組んだ上で、経済との両立を図ることが重要である。
- このため、感染状況等を継続的に監視し、その変化が見られた場合、県民に対して適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、感染リスクの高い場面における接触機会の低減や感染拡大防止対策の強化を検討するなど、県民に対して「本県の感染状況や対策等の見える化」(警戒基準の設定)を図るものである。

2 警戒基準

- 保健医療の負荷の状況や社会経済活動の状況等に応じて、**レベル1**から**4**を設定。
- レベルの判断に当たっては、最大確保病床使用率等の【指標】を注視した上で、保健医療の負荷の状況等の【事象】や新規陽性者数、重症者及び中等症Ⅱ者の数なども考慮し、専門家の意見も踏まえ、特に社会的基盤である医療提供体制を確保する観点を重視して総合的に判断する。
- 各レベルにおいて取り組むべき施策については、保健医療提供体制の確保・強化や感染拡大防止措置、医療ひっ迫防止対策強化宣言の発令など、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断する。
- 特に、本県は多くの有人離島を有しており、離島においては医療提供体制が脆弱であることから、レベルに関係なく、必要な対策を早期に実施するなど、離島の特殊性を踏まえて、総合的に判断する。

レベル分類	レベル移行の指標		考慮する事象等	講ずべき施策の主なもの(例)		
	最大確保病床使用率(※1)	最大確保病床使用率(重症者用)				
レベル1 感染小長期	概ね0~30%	—	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療の負荷の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来患者の増加 ・救急外来患者の増加 ・入院医療の負荷が増大 ・重点医療機関における医療従事者の欠勤者の増加 ・医療機関における集団感染の増加 ・自宅療養中や施設内療養中の死亡者の発生 ・救急搬送困難事象の増加 ・救急車を要請されても対応できない事象の発生 ○社会経済活動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・職場等での欠勤者の増加 ○感染状況 <ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者の増加 ◇参考とする数値 <ul style="list-style-type: none"> ・重症者数 ・中等症Ⅱ患者数 ・療養者数(人口10万人当たり) ・PCR陽性率(直近1週間) ・新規陽性者数(直近1週間・人口10万人当たり) ・新規陽性者数比較(今週先週比)など 	<p>【レベル1・2共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保健医療体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・検査キットや解熱鎮痛剤の購入の呼びかけ ・病床の確保(医療機関への協力要請等) ・自宅療養者への対応(相談、配送体制の強化等) ・高齢者施設等への医療支援 ◆感染拡大防止措置等 <ul style="list-style-type: none"> ○県民への呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底 ・ワクチン接種の促進 ・飲食店における感染防止対策への協力 <ul style="list-style-type: none"> ※第三者認証店以外での飲食は、同一グループの同一テーブル4人以下(レベル2のみ) ・無料のPCR検査等の活用(レベル2のみ) ○事業者への呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設における感染防止対策 ・学校における感染防止対策 ・在宅勤務(テレワーク)の推進、従業員の体調管理の徹底等 ・イベント等における感染防止対策の徹底 ・効果的な換気の徹底 		
レベル2 感染拡大初期	概ね30~50%	—			<ul style="list-style-type: none"> ◆「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の発令 <ul style="list-style-type: none"> ○県民・事業者等への要請(法24条の9) <ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出等を控える ・会食時の大声や長時間の回避 ◆保健医療体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の適正受診等の呼びかけ ○高齢者施設等への医療支援の強化 ◆感染拡大防止対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○無料PCR等検査の積極的な活用 ○高齢者施設における感染防止対策(オンライン面会、3ない運動の徹底、施設内における換気の徹底等) <p>※上記施策を講じても感染拡大が継続する場合には、「医療非常事態宣言」を発令し、より強力な要請・呼びかけを行う</p>	
レベル3 医療負荷増大期	概ね50~80%	概ね50~80%				<ul style="list-style-type: none"> ◆更なる一般医療の制限 ◆災害医療的に対応(国等へ医療人材の派遣等を要請)
レベル4 医療機能不全期	概ね80%超	概ね80%超				

(※1) 最大確保病床使用率は、県病床確保計画に基づく一般フェーズの場合は、一般フェーズの最大確保病床数を、緊急フェーズの場合は適用中のフェーズの確保病床数を分母とする

鹿児島県における感染拡大の警戒基準

令和2年8月25日（令和3年11月25日変更）
新型コロナウイルス感染症対策室

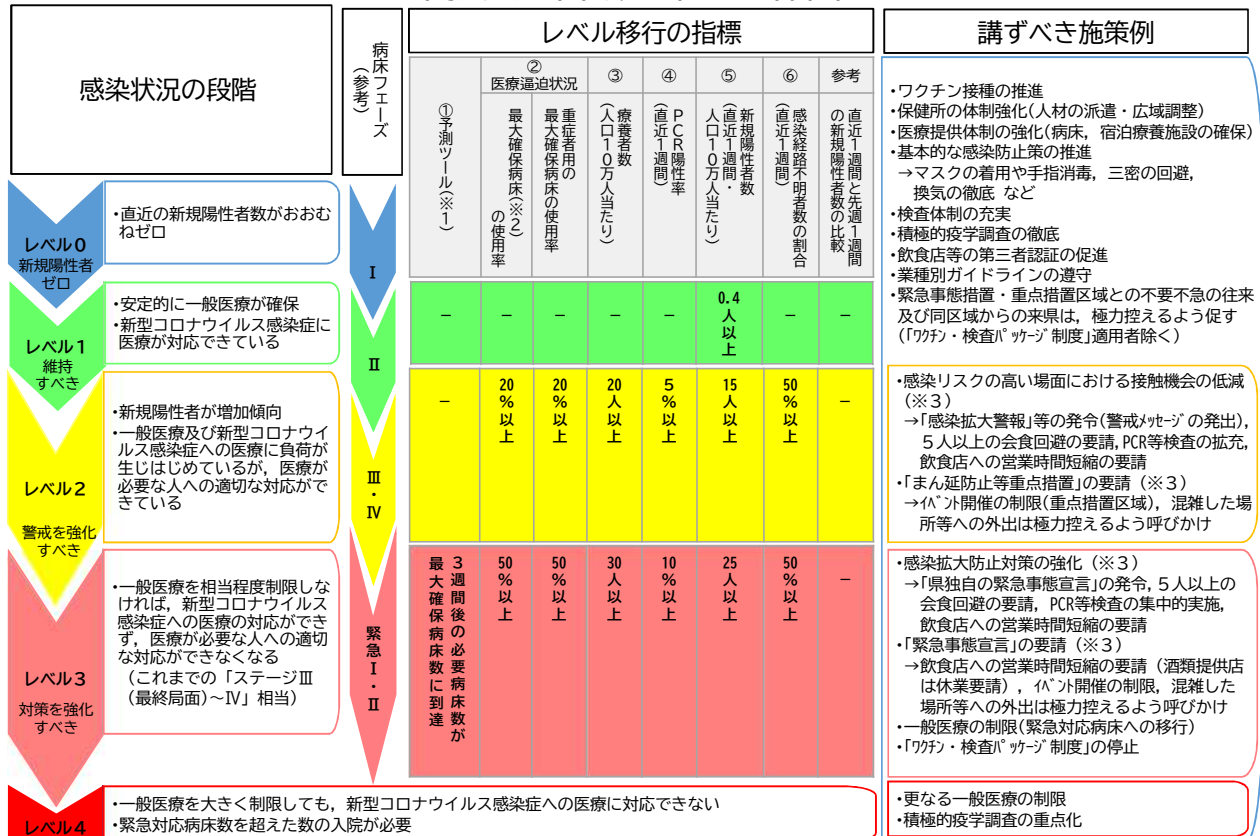
1 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症対策については、医療・公衆衛生において、①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化する、②感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる、ことに取り組んだ上で、経済との両立を図ることが重要である。
- このため、感染状況等を継続的に監視し、その変化が見られた場合、県民に対して適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、感染リスクの高い場面における接触機会の低減や感染拡大防止対策の強化を検討するなど、県民に対して「本県の感染状況や対策等の見える化」（警戒基準の設定）を図るものである。

2 警戒基準

- 感染及び医療提供体制の状況に応じて、レベル0から4を設定。
- レベルの判断に当たっては、最大確保病床使用率等の医療逼迫状況の指標を重視した上で、「人口10万人当たり直近1週間の新規陽性者数」等の指標や重症者及び中等症Ⅱ者の数なども考慮し、専門家の意見も踏まえ、特に社会的な基盤である医療提供体制を確保する点を重視して、総合的に判断する。
- 各レベルにおいて取り組むべき施策については、医療提供体制の強化や基本的な感染防止策の推進、感染拡大傾向時等におけるPCR等検査の拡充や営業時間短縮の要請など、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断する。
- 特に、本県は多くの有人離島を有しており、離島においては医療提供体制が脆弱であることから、レベルに関係なく、必要な対策を早期に実施するなど、離島の特殊性を踏まえて、総合的に判断する。

感染拡大の警戒基準 全体図



※1 「予測ツール」により算出した「酸素投与を要する人数(重症者を含む)の予測値」を基に「3週間後の必要病床数」を推計
 ※2 「最大確保病床」とは、県病床確保計画におけるフェーズⅣの病床数
 ※3 「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用により行動制限が緩和される場合あり